

補聴器 購入費用の一部を助成します



- ・65歳以上の恵庭市民
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・日常生活に支障があり補聴器の使用が必要であると補聴器相談医に証明されている方

1 補聴器相談医へ相談 →意見書を書いてもらう

※1通1,000円程度の手数料が発生します



2 販売店から補聴器の見積書をもらう

※この時点ではまだ購入しない

必ずフィッティング!



3 市役所へ申請 →意見書と見積書を持参



4 補聴器を購入する →市役所へ申請

自分に合う補聴器を選びましょう

後日

市より助成金が振り込みとなります



補助額：2分の1助成で上限5万円（意見書料含む）

!! 注意

必ず補聴器購入前に申請してください。先に購入すると助成を受けられません。
販売店舗でフィッティングしたのちに購入してください。オンラインでの購入は助成対象外です。